



## 文京区児童相談所開設 **特集号**

令和7年4月1日 **文京区児童相談所が誕生します!**

みんなで 支えあう

子どもたちの みらい



- 所在地** 小石川3-14-7
- 電車：春日駅・後楽園駅から徒歩約12分
- 都営バス：「伝通院前」下車3分
- 徒歩：文京区役所から徒歩約12分

**相談受付時間** 令和7年4月1日から  
平日 9:00~17:00

**電話番号** 03-3811-5241



▲詳細はこちら

もしかして虐待かな?と思ったら  
**児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (24時間365日)**

### 区民の皆様へ

本区では、区の最上位計画にあたる「文の京」総合戦略において、児童虐待を解決すべき社会的な重要課題の一つとして捉えております。このたび、令和7年4月より、児童虐待に迅速かつ的確に対応し、より高度で専門性の高い相談支援を実現するため、区児童相談所を開設いたします。

新たな施設は、文京区の歴史や文化を感じられる街並みの中に建設され、専門的な相談をより身近に受けられる穏やかなたたずまいと、周辺環境になじむ落ち着いたデザインを特色としております。

文京区児童相談所では、全ての子どもたちが輝く未来に向かって豊かな心を育み、自分らしく健やかに成長していくことができるよう、区内外の様々な関係機関と切れ目のない連携を図りながら、地域に根差した、総合的な相談・支援体制の構築を進めてまいります。

結びにあたり、開設までに多大なご理解とご協力をいただきました地域や関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。



文京区長  
**成澤廣修**

★区報特集号は新聞（朝日、毎日、読売、産経、東京、日本経済、日刊スポーツ、スポーツニッポン、スポーツ報知、サンケイスポーツ、デイリースポーツ）折り込みで区内世帯に配布しています。そのほか、区の施設などに置いてあります。

### 児童相談所とは

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき、子どもの最善の利益を守るために設置された、子どもと家庭を支援する専門の相談機関です。今まで東京都が担ってきた児童相談所の機能が文京区に引き継がれ、子ども家庭支援センターと連携し、専門スタッフによる相談や支援を行います。



### どなたでもご相談ください

令和7年4月1日から

18歳未満の子どもに関するご相談について、本人・家族・地域の方など、どなたでも相談できます。

**養護相談** 児童虐待、養育困難（保護者の失踪など）に関する相談

**保健相談** 未熟児、早産児、子どもの疾患など一般健康管理に関する相談

**障害相談** 障害、発達相談、愛の手帳（療育手帳）などに関する相談

**非行相談** 家出、万引き、暴力などに関する相談

**育成相談** 不登校、しつけなどに関する相談

**その他の相談** 里親に関する相談 など

文京区児童相談所  
☎03-3811-5241  
FAX 03-3811-5226  
(平日 9:00~17:00)

児童相談所相談専用ダイヤル  
☎0120-189-783  
24時間 365日

### 児童虐待の通告を受け付けます

令和7年4月1日から

「もしかして虐待かな?」と思ったら、迷わずご連絡を！ 通告をした方の情報は守られます。匿名で通告することもできます。

**身体的虐待**  
殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどをさせる など

**性的虐待**  
子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、性器を触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

### 児童虐待の種類

**ネグレクト**  
適切な衣食住の世話をせず放置する、病気になるのに医師に見せない など

**心理的虐待**  
言葉による脅し、無視、子どもの目の前で暴力や喧嘩 など

文京区児童相談所  
☎03-3811-5241  
FAX 03-3811-5226  
平日 9:00~17:00

児童相談所虐待対応ダイヤル  
☎189  
24時間 365日

子ども家庭支援センター  
☎03-5803-1109  
FAX 03-5803-1987  
平日 9:00~17:00

# 子どもの最善の利益を守るために

文京区では、母子保健、児童福祉及び教育等に関わる関係部署や、地域における様々な関係機関等との連携を図り、虐待の未然予防、早期発見・早期対応及び再発の防止等、子どもと家庭を中心とした、階層的な予防的支援に取り組み、本区の地域特性に応じた総合的な相談・支援体制を構築してまいります。

## 文京区の新たな児童相談体制 ～子どもの最善の利益を守る～



### 保健・医療

- 保健所 (精神保健、感染症対策)
- 医師会 ●歯科医師会
- 薬剤師会 ●助産師会
- 病院 ●診療所

### 福祉

- 保育園 ●女性相談
- 生活保護 ●法律相談
- 配偶者暴力相談支援センター
- 母子女性緊急一時保護
- 障害福祉サービス
- 障害者手帳
- 障害者虐待防止センター
- 障害者基幹相談支援センター

### 切れ目のない支援・連携

### 地域

- 社会福祉協議会
- 民生委員・児童委員 / 主任児童委員
- 町会・自治会
- 大学機関 ●NPO法人

### 司法

- 裁判所 ●少年鑑別所
- 弁護士 ●少年センター
- 人権擁護委員
- 保護司

### 教育

- 幼稚園 ●特別支援教育
- 小学校、中学校、高校
- 教育委員会
- 児童館、育成室

**子ども家庭支援センター**  
子どもと家庭の総合相談・支援  
児童虐待予防、養育相談  
要保護児童対策地域協議会の運営

**文京区児童相談所**  
児童虐待の対応、専門相談、愛の手帳の判定  
社会診断、行動診断、医学診断、心理診断の実施、要保護児童の一時保護施設入所、相談などの在宅支援、里親に関すること など

**保健サービスセンター**  
妊娠・出産・子育ての相談支援  
妊婦面接、乳児家庭全戸訪問、  
乳幼児健康審査

**教育センター**  
総合相談室(子どもの発達と教育の相談)  
児童発達支援センターの運営  
教育支援センター(ふれあい教室)の運営

未然防止、ポピュレーションアプローチ  
要支援、早期発見・対応、育児不安など  
要保護、ハイリスク対応、再発予防など



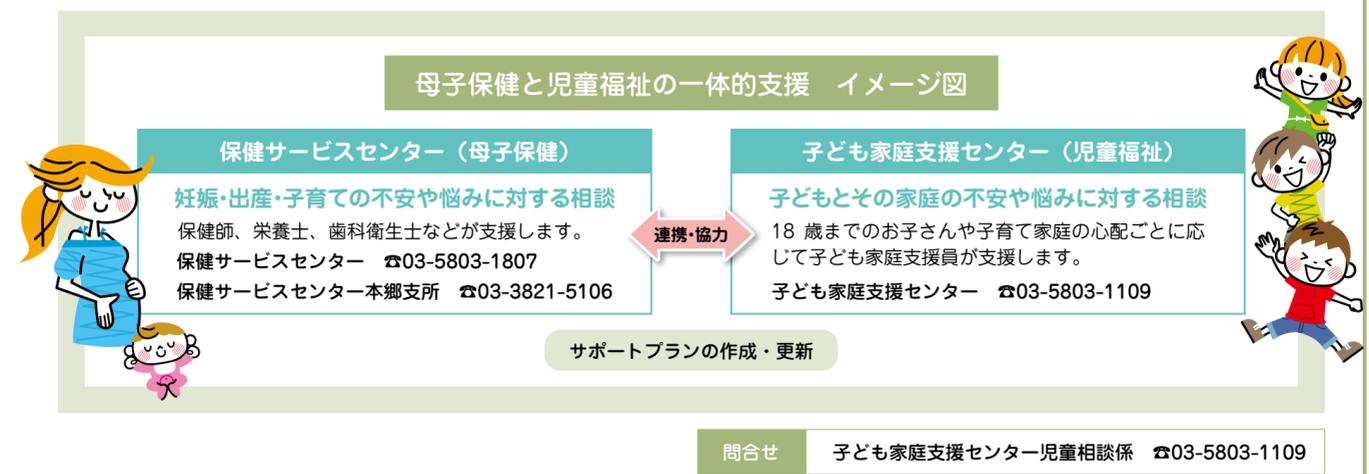
### 子ども家庭支援センターでも ご相談をお受けしています

**子どもと家庭の総合相談**  
子育ての不安や悩み、お子さんの気になるところ、困っていることなど、または、こんなこと聞いても良いのかなと思った際も、一人で悩まずにご相談ください。ご相談の内容に応じて、子育てに関する情報の提供、適切な相談機関への紹介も行います。  
☎03-5803-1109 FAX 03-5803-1987  
平日 9:00~17:00

**子ども応援サポート室**  
子どもたちが、困りごとや悩みごとを抱えたときに、相談員がお話を聞いて解決策を一緒に考えます。ヤングケアラーの相談や子育て家庭の経済的な困りごとなどの相談もお受けしています。  
☎03-5803-1900 メールでの相談は入力フォームより  
平日 9:00~17:00

### 母子保健と児童福祉の一体的支援が充実します

文京区のすべての人が安心して子どもを生み育てられるよう、保健サービスセンター（保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所）と子ども家庭支援センターが今まで以上に連携・協力して、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を行います。妊娠、出産、子育てに関する不安や悩みを抱えたときは、気がねなくご相談ください。お話を伺いながら、多様なサービスや地域資源を活用して支援を組み立てた「サポートプラン」の作成も行います。



## 愛の手帳(療育手帳)の窓口が変わります



令和7年4月から、18歳未満の方の「愛の手帳」の判定機関は、文京区児童相談所になります。「愛の手帳」とは、知的障害の方に交付される療育手帳のことです。東京都愛の手帳交付要綱で定められている判定基準に該当する方に、障害の程度によって1度から4度の区分で交付されます。この手帳を持つことで、各種手当や制度を活用することができます。

手帳を申請するためには

**18歳未満の方** 文京区児童相談所へ連絡し、予約を取って判定を受けてください。

**18歳以上の方** これまでどおり、東京都心身障害者福祉センターへお問い合わせください。

文京区児童相談所

☎03-3811-5241  
平日 9:00~17:00

## 里親制度を知っていますか?

さまざまな事情で、家族と一緒に暮らすことができない子どもたちがいます。このような子どもたちを家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育する制度のことを「里親制度」といいます。

里親制度に興味がある方は、お気軽にお問い合わせください。里親になるステップ等をご説明します。



文京区児童相談所

☎03-3811-5241  
平日 9:00~17:00

## 4月から以下の事務が東京都から文京区に移管されます

事務名	事務内容
児童福祉審議会に関する事務	児童、妊産婦および知的障害者の福祉に関する事項等の調査審議など
里親に関する事務	里親登録など
児童委員に関する事務	児童委員の指揮監督および研修
指定療育機関に関する事務	結核り患児童の医療に係る療育の給付など
小児慢性特定疾病の医療費の支給に関する事務	小児慢性特定疾病医療費の支給など
障害児入所給付費の支給等に関する事務	入所給付費等の支給
児童自立生活援助事業に関する事務	事業の届け出の受付など
児童福祉施設に関する事務	施設の設置認可など
認可外保育施設に関する事務	施設からの届出受理、巡回指導、検査業務など

事務名	事務内容
小規模住居型児童養育事業に関する事務	事業の届け出の受付など
障害児通所支援事業に関する事務	事業の届け出の受付など
一時預かり事業・病児保育事業に関する事務	事業の届け出の受付など
障害福祉サービス等情報公開に関する事務	指定障害児通所支援事業所などの情報公表
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	民間あっせん機関の認可など
特別児童扶養手当に係る判定事務	手当を申請する際に必要な証明書を発行
療育手帳に係る判定事務	手帳の交付に係る判定
認定こども園に関する事務	認定こども園の設置認可、認定など

問合せ

児童相談所開設準備室 ☎03-3811-5241

## し まも 知ろう!守ろう!こどもの権利

文京区はこどもの権利についての条例づくりに取り組んでいます

文京区は、「子どもの権利条約」の考え方にに基づき、「(仮称)こどもの権利に関する条例」を令和8年3月に制定する予定です。条例は、区民の皆様の意見を聴きながら検討していきます。今後の予定は次のとおりです。

- 5~6月: WEB アンケート調査の実施
- 9月: 「(仮称)こどもの権利に関する条例」素案(修正版)の公表
- 10~11月: パブリックコメントの実施

こどもの権利に関する情報は、区HPでも紹介しています!



▲詳細はこちら

問合せ

子育て支援課子ども施策推進担当 ☎03-5803-1256